

人事行政の運営等の状況の公表について

桜川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により、令和6年度の人事行政の運営等の状況について下記のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

① 職員採用の状況（令和7年4月1日現在）

（単位：人）

区分	令和6年度			令和7年度	
	当初職員数	年度途中採用者数	退職者数	新規採用者数	当初職員数
一般行政職	374	3	24	10	363
技能労務職	1	0	0	0	1
再任用職員 (一般行政職)	23	0	7	9	25
再任用職員 (技能労務職)	3	0	1	0	2
合計	401	5	32	19	391

※1 再任用職員には、短時間勤務の職員も含みます。

※2 再任用職員の退職者数は、任期満了に伴う退職も含みます。

② 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）

（単位：人）

区分	20歳未満	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳以上	計
男性	0	9	22	50	40	19	24	21	16	19	220
女性	1	11	27	28	36	14	13	23	8	10	171
合計	1	20	49	78	76	33	37	44	24	29	391

③ 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

ア 行政職給料表 ※再任用職員含む

職務の級	基準となるべき職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		人	%	職 名	人	人	%	段階
1 級	1 主事の職務	70	18.0	主事	70			
2 級	1 主任の職務	110	28.4	主任	110	248	63.9	係員級
3 級	1 主幹の職務	68	17.5	主幹	68			
4 級	1 係長の職務 2 主査の職務	36	9.3	係長 主査	35 1	36	9.3	係長級
5 級	1 課長補佐の職務 2 課内室長の職務 3 農業委員会事務局長 補佐の職務 4 副園長の職務 5 所長補佐の職務 6 副参事の職務	53	13.7	課長補佐 副園長 副参事	48 2 3	53	13.7	課長 補佐級
6 級	1 次長の職務 2 課長の職務 3 農業委員会事務局長 の職務 4 園長の職務 5 所長の職務 6 室長の職務 (課内室長を除く) 7 参事補の職務	40	10.3	次長 課長 局長・所長 園長 参事補	16 19 2 2 1	40	10.3	課長・ 次長級
7 級	1 部長の職務 2 市長公室長の職務 3 会計管理者の職務 4 議会事務局長の職 務 5 参事の職務	11	2.8	部長 市長公室長 会計管理者 議会事務局長	8 1 1 1	11	2.8	部長級
合 計		388	100					

※表中の割合（%）については表示単位未満を四捨五入

イ 就業規則給料表

職務 の級	基準となるべき職務	合 計		内 訳		職制上の 段階
		人	%	職 名	人	
1級	1 電話交換手の職務 2 一般技能職員（物の製造若しくは修理又は機器の運転若しくは操作に従事する職員をいう。以下同じ。）の職務 3 調理等の家政的業務を行う職員の職務 4 自動車運転手の職務 5 用務員、労務作業員等の職務	2	66.7	調理員 (再任用職員) 事務補 (再任用職員)	1 1	
2級	1 相当の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 2 相当の技能又は経験を必要とする一般技能職員の職務 3 相当の技能又は経験を必要とする家政職員の職務 4 相当の技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務 5 特に困難な業務を行う用務員等の職務	0	0			係員級
3級	1 電話交換手を直接指揮監督する職員の職務 2 一般技能職員を直接指揮監督する職員の職務 3 家政職員を直接指揮監督する職員の職務 4 自動車運転手を直接指揮監督する職員の職務 5 高度の技能又は経験を必要とする自動車運転手の職務	1	33.3	調理員	1	係長級
合 計		3	100.0			

※表中の割合（%）については表示単位未満を四捨五入

2 職員の人事評価の状況（令和6年度）

人材育成の視点に立った能力・業績重視の人事管理の一層の実現を図ることを目的に、職員に必要とされる能力や態度、仕事の成果を評価基準として、平成24年度から人事評価制度を導入しています。令和6年度においては、会計年度任用職員を含む全職員に対して、人事評価を実施しました。

3 職員の給与の状況（令和6年度）

① 特別職等

区分	報酬（給料）	期末手当		
		6ヶ月期	12ヶ月期	合計
市長	834,000円	1.70ヶ月分	1.75ヶ月分	3.45ヶ月分
副市長	644,000円			
教育長	580,000円			
議長	394,000円			
副議長	361,000円			
議員	345,000円			

② 人件費の状況（普通会計決算）

区分	歳出額A	人件費B	人件費率B/A
令和5年度	20,803,318千円	3,003,732千円	14.4%
令和4年度	21,703,180千円	2,956,385千円	13.6%

③ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数A(※1)	給与費(※2)				1人あたり給与費B/A	類似団体平均1人あたり給与費
		給料	職員手当(※3)	期末・勤勉手当	計B		
令和5年度	329人	千円 1,195,254	千円 140,324	千円 462,115	千円 1,797,693	千円 5,464	千円 5,916
令和4年度	328人	千円 1,180,171	千円 152,166	千円 437,764	千円 1,770,101	千円 5,397	千円 5,801

※1 職員数については、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含みません。

※2 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。

※3 職員手当には退職手当を含みません。

④ 職員の平均年齢及び平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	39.3歳	291,200円
(参考) 類似団体	42.6歳	318,300円

※再任用職員を除く

4 職員の勤務時間その他の勤務の状況

① 勤務時間（令和6年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	土・日曜日

※勤務条件等に関する調査より

② 休暇の状況（令和6年）

総取得日数	対象職員数	平均取得日数
3457.8日	263人	13.1日

※勤務条件等に関する調査より

5 職員の休業の状況

① 育児休業（令和6年度）

ア 育児休業の取得者数（令和6年度新規取得者） (単位：人)

区分	育児休業取得者数	承認期間別の内訳				新たに育児休業等が取得可能となった職員数	育児休業取得率
		6月以下 1年以下	6月超え 2年以下	1年超え 2年以下	2年超え		
男性職員	3	3	0	0	0	3	100.0%
女性職員	8	0	4	4	0	8	100.0%
合計	11	3	4	3	0	11	100.0%

イ 部分休業の取得者数（令和6年度新規取得者） (単位：人)

区分	部分休業取得者数	承認期間別の内訳			
		6月以下 1年以下	6月超え 2年以下	1年超え 2年以下	2年超え
男性職員	1	0	1	0	0
女性職員	7	1	6	0	0
合計	8	1	7	0	0

ウ 育児短時間勤務者数（令和6年度新規取得者） (単位：人)

区分	短時間勤務者数	承認期間別の内訳			
		3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

② 介護休暇（令和6年度新規取得者） (単位：人)

区分	介護休暇取得者数	承認期間別の内訳					
		1月以下 2月以下	1月超え 3月以下	2月超え 4月以下	3月超え 5月以下	4月超え	5月超
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0

③ 配偶者同行休業（令和5年度新規取得者） (単位：人)

区分	取得者数	承認期間別の内訳		
		1年以下 2年以下	1年超え 3年以下	2年超え
男性職員	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0
合計	0	0	0	0

④ 高齢者部分休業（令和6年度新規取得者） (単位：人)

区分	取得者数	承認期間別の内訳		
		1年以下 2年以下	1年超え 3年以下	2年超え
男性職員	0	0	0	0
女性職員	1	1	0	0
合計	1	1	0	0

⑤ その他

自己啓発等休業及び修学部分休業について、令和6年度中における新規の取得実績はありませんでした。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

① 分限処分（令和6年度）

（単位：人）

処 分 事 由	免職	降任	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合	0	0	/	/	0
心身の故障の場合	0	0	1 3	/	1 3
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	/	/	0
職制等の廃職により過員が生じた場合	0	0	/	/	0
刑事事件に関し起訴された場合	/	/	0	/	0
合 計	0	0	1 3	/	1 3

② 懲戒処分（令和6年度）

（単位：人）

処 分 事 由	免職	停職	減給	戒告	計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務又は職務を怠った場合	0	0	0	1	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	1	1

7 職員の服務の状況

① 職務に専念する義務の免除の状況（令和6年度）

事 由	件数
厚生事業のため	0
団体事務兼業のため	17
消防団等の活動のため	42
桜川市小中学校体育連盟からの依頼による審判員派遣のため	12
茨城県高等学校野球連盟からの依頼による審判員派遣のため	3
その他市長が認めたもの	24

※その他、職場内の定期健康診断や人間ドックの受診について、職務専念義務免除の扱いとしました。

② 営利企業等の従事許可の状況（令和6年度）

事 由	件数
団体事務兼業のため	18
非営利法人における事務のため	1

8 職員の退職管理の状況

桜川市では市職員（部長職以上）の再就職について、「桜川市職員の退職管理に関する規則」を定め、再就職状況の公表を行うなど、その透明性及び信頼性の確保に努めています。

① 対象者

公表前年度に退職した外郭団体等へ再就職した部長職以上の職員

② 営業活動の制限について

登録業者等に再就職した職員に対し、本市退職後2年間は、退職前5年間に担当していた業務に関連する営業活動を行うことを禁止しています。

③ 再就職者の概要

(単位：人)

退職時 退 位	退職者数	再就職先			再就職者 合 計
		本市 再任用職員	外郭団体等	民間企業等	
部長級	2	1	0	1	2

9 職員の研修の状況（令和6年度）

① 茨城県自治研修所研修

研修名		修了者数(人)
自主研修	接遇講師養成研修	1
	公務凜倫理指導者養成研修	1
特別研修	地方自治講座	2
	行政法講座	1
	法制執務講座	1
	民法講座	2
	政策形成基礎講座	2
	政策法務講座	2
	シティプロモーション講座	2
	事業のスクラップ講座	2
	DX研修	2
	クレーム対応基礎講座	2
	クレーム対応能力向上講座	2
	危機管理講座	2
	業務マニュアル作成力向上講座	2
	若手職員キャリアデザイン講座	2
	キャリアデザイン講座	2
	動画研修	1
	ファシリテーション研修	1
	マイナンバー制度講座	2
	地方公会計基礎講座	3
階層別研修	新規採用職員課程	14
	主事・主任級課程	16
	新任課長補佐課程	8
	新任課長課程	7
	新任部長等課程	4
合計		86

② 県西都市人事協議会研修

研修名	修了者数(人)
JST(監督者第一部課程)研修	12

③市町村アカデミー等の外部研修

研修名	実施機関	修了者数(人)
新時代における地方公務員の人材育成・確保	(公財) 全国市町村研修財団	1
女性リーダーのためのマネジメント研修	(公財) 全国市町村国際文化研究所	1
出納・決算事務のための運用実務講座	(一社) 日本経営協会	1
合計		3

③職場内研修

研修名	対象者	主な研修内容	修了者数
新規採用職員研修(前期)	新規採用職員	地方公務員としての基礎知識	4月採用者 13名 10月採用者 3名
新規採用職員研修(中期)		契約や財務等の実務研修	4月採用者 13名 10月採用者 3名
新規採用職員研修(後期)		業務を振り返るグループワーク、副市長講話	4月採用者 13名 10月採用者 3名
新規採用職員フォローアップ研修		レジリエンス、タイムマネジメント等	13名
入庁三年目職員研修		中堅職員に求められる役割、仕事の管理等	35名
主幹級職員研修	主幹級職員	DXを活用した企画立案	44名
人事評価評価者実践研修	課長級職員	評価の目線合わせを行い、公平公正な評価を目指す	34名
定年延長者・再任用職員研修	次年度定年延長になる職員対象	役職定年になるにあたっての立場・役割の再認識	2名
採用内定者研修	次年度採用内定者	公務員としての心構え、内定者同士の交流等	5名
合計			194名

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

① 茨城県市町村職員共済組合の主な事業

事業名	内容
短期給付事業	病気・ケガ、出産、休業、災害、死亡などの際に、組合員とその家族に保健医療などの必要な給付を行う事業
長期給付事業	組合員の退職、障害、死亡の際に、年金や一時金を給付する事業
福祉事業	健康保持増進事業（健康診査など）や保養所の運営、住宅資金等の貸付けなどの事業

② 厚生福利事業の概要

ア 職員の健康診断の状況（令和6年度）

- 定期健康診断 受診者数 368人（再任用職員・会計年度任用職員を含む）
- 人間ドック 受診者数 199人

イ 公務災害補償の状況（令和6年度）

	一般職	技能労務職員	会計年度任用職員	計
認定件数	0件	0件	1件	1件

職員が公務上の災害（負傷、疾病、障がいまたは死亡）または通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、被災職員およびその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としています。

11 苦情処置、措置要求及び審査請求の状況について

① 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和6年度）

継続件数	受理件数	左記案件(A+B)に対する処理状況	
		処理件数	継続件数
0	0	0	0

② 不利益処分に関する審査請求の状況（令和6年度）

継続件数	受理件数	左記案件(A+B)に対する処理状況	
		処理件数	継続件数
0	0	0	0